

邸宅前街路ニ集會シ労働歌ヲ高唱スル等ハ示威的行
 動アリシヲ以テ所轄警察署員等被疑ハ直クニ之ヲ
 解散セシメタルカ其際職工妹尾敏夫ヲ現場ニ以テ
 検束シ職工等ハ一旦解散シタルニ由リ一団トナリ午後
 十一時頃海上本新聞社ニ押寄セムトシタルカ警察署員
 ナル場ニ其意ヲ得スシテ退散セリ
 而カシテ本署員側ハ本署員ノ結果ハ一般企業者ニ波
 及スルノ虞アレハ一時休業スルコトナルハ解シテ讓歩セリ
 然レ雖ル強硬ナル態度ヲ持セルモノニテ今後モ多少波
 瀾アルヘキ予想セラル
 右及申(通)報 至也

(3)

特秘第 第二二七六號

大正十二年十二月廿日

大阪府知事 中 川 望

内務大臣 後 藤 新 平 殿
 社會局長官 池 田 宏 殿
 警視總監 湯 沢 倉 平 殿
 京都府知事 池 祐 時 和 殿
 兵庫縣知事 平 塚 廣 義 殿
 大阪地方裁判所検事正 殿

日本織物新聞社労働争議解決ニ関スル件

文藝部十名 植 守 工 十 名 解 散 工 八 名 計 五 十 八 名
 其後ニ罷業ヲ繼續セルカ事業主側ノ態度ハ依然
 強硬ニシテ争議ノ前途ハ暗澹トシテ行詰リノ
 状態ナルヲ以テ職工等ハ何レモ焦慮ノ体ニテ
 去ル十三日午後三時頃約五十名ノ罷業職工ハ